

矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件（他の条例に定めるものを除く。以下「議決事件」という。）を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 次に掲げる事件は、議決事件とする。

(1) 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。